

## 正会員の年会費コンビニ決済 導入のお知らせ

正会員の年会費「払込取扱票」による納入について、従来のゆうちょ銀行・郵便局での払込みに加えて、下記の通りコンビニでの払込みを可能としました。

これにより、正会員の年会費納入が24時間全国ほとんどのコンビニで可能となり、年会費納入窓口が拡大することとなります。3月下旬頃にお送りする「払込取扱票」(コンビニ、ゆうちょ銀行・郵便局兼用)にて納入してください。

今回のコンビニ決済導入に際しては、会費の値上げは行ないませんが、今後学会の運営上からは変更する場合がございますので予めご承知ください。

### 記

- ・会費納入期限：平成28年6月23日
- ・対象会員：正会員のみ（学生会員・賛助会員について今回は対象外です。）  
但し、前年度未納者は本件取扱いの対象外につき従来通り郵便局のみです。
- ・取扱範囲：年会費 ※消費税は不課税
- ・手数料：無料（学会が負担します。）
- ・注意点：1. 払込みの際、今回お送りする「払込取扱票」を必ずご使用ください。  
2. 金額訂正した「払込取扱票」は取扱いできませんのでご注意ください。  
3. 「払込取扱票」を紛失された場合は、再発行はできません。  
お手数ですがご自身で、従来同様の郵便局にて郵便振替用紙に  
「会員番号」「氏名」「自宅または所属先の住所」「所属先名」  
「日中連絡のつく電話番号」を必ずご明記の上、年会費を納めてください。  
この場合の手数料は、従来同様の会員負担。  
郵便振替口座 00150-9-58388  
加入者名 日本病態栄養学会
- ・収納代行会社：みずほファクター株式会社(みずほ銀行100%出資会社)
- ・お詫びと訂正：以下の2点につきましてお詫びして訂正いたします。
  1. 消費税について  
当学会の年会費は、対価性が無いので不課税取引です。今般の収納代行会社発行の年会費請求書明細では、「内消費税等」欄に741円と誤って表記されていますが、不課税です。
  2. 外字表記について(環境依存文字の表記)  
JIS第一水準、第二水準の文字以外につきましては簡易文字にて自動変換されて印刷される仕組みとなっており、ご理解の程お願いします。
- ・その他：利用可能コンビニエンスストア一覧やその他の注意点に関しましては、「払込取扱票」裏面をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先  
一般社団法人 日本病態栄養学会 事務局  
e-mail : jimukyoku@eiyou.or.jp